

舗装施工管理技術者 再登録の手引き（令和２年度版）

1. 再登録申請について

(1) 再登録の手続

登録を更新せず失効した方が、再び舗装施工管理技術者の資格を得るには、(一社)日本道路建設業協会(以下「道建協」という。)が実施する技術講習を受講して、再登録の申請を行う必要があります。

「再登録申請書」を作成の上、令和２年６月３０日(火)(消印有効)までに再登録の申請を行って下さい。

資格者証は、技術講習の受講(出席)を確認してから、11月下旬に交付します。なお、登録の有効期間は、登録日(交付日)から、2025(令和７)年３月３１日までです。

○再登録申請に必要な郵便振替払込書や申請用封筒等の書類をお持ちでない方は、道建協ホームページ(以下 HP)に用意している「申請書類の請求書」を印刷し、印刷した請求書に必要事項を記入し事務局まで FAX して下さい。請求期間は令和２年６月２５日(木)１７：００までとさせていただきます。なお、「申請書類の請求書」は、道建協 HP から以下を参考にたどって下さい。

道建協 HP トップページの上段右の「舗装施工管理技術者」⇒右側３番目「登録・更新・変更について」⇒一番下の PDF「申請書類の請求書」

(2) 再登録手数料 6,000 円(消費税込)

別途、技術講習受講料 8,000 円(消費税込)も必要です。

(3) 再登録申請に必要な書類

1) 再登録申請書(様式第３号)

道建協ホームページ上に設置する「舗装技術者資格 各種申込書類作成システム」を用い、「再登録申請書」を作成して下さい。(システムは、令和２年５月８日(金)12:00 から稼働します。なお翌月６月３０日(火)17:00 で令和２年度の「再登録」メニューは終了しますのでご注意ください。)

2) 振替払込受付証明書

再登録手数料を必ず個人別に払い込み、郵便局から発行される振替払込受付証明書(A)および振替払込請求書兼受領証(B)の２枚のうち(A)を指定の貼付欄に、はがれないよう全面のりづけして下さい。

なお、(B)は領収書に代わるものですから、本人が保管して下さい。

3) 写真１枚(縦 4.5 cm×横 3.5 cmふちなし 肩から上 正面 無帽 無背景の証明写真)

指定の貼付欄に、はがれないよう全面のりづけ(写真の裏面への記入やセロテープ止めは不可)して下さい。

写真は、以下の注意事項を厳守して下さい。(資格者証への取込み不可の場合は再提出となります)

① 6ヶ月以内に申請者本人のみを撮影したもの。

(前回登録時の写真で、お手元の有効期限切れの資格者証と同じ写真は、絶対に送らないで下さい。)

② カラー光沢(絹目は不可)で鮮明なもの。

③ 眼鏡のレンズに光が反射していないこと。

④ サングラス(偏光レンズ含む)、マスク、ヘアバンドなどを着用していないこと。

⑤ 変色、傷、汚れのないもの。(糊の付着、裏面記載による凹凸等)

⑥ スナップ写真は不可。

⑦ 証明用写真であっても不鮮明なものは不可。

⑧ 頭頂からあごまでの長さの目安は 30 ± 3 mm です。

4) 失効時と申請内容が変わった場合の添付書類

変更事項	添付書類(各 1 通、コピーは不可・6 ヶ月以内発行のもの)
氏 名	戸籍抄本
本籍地	戸籍抄本または本籍地記載の住民票
住 所	住民票 (法改正により外国籍の方も住民票が必要)
勤務先	不要

※ 転居ではなく、市町村合併により住所が変わる場合は、住民票(コピー可)または新旧住所が確認できる市町村長発行の証明書(市制施行証明書等)を添付して下さい。

(4) 再登録申請書等の提出

指定の申請用封筒により、個人別に必ず簡易書留郵便で道建協 検定企画課宛に郵送して下さい。

(5) 再登録申請書の作成にあたっての注意

- ① 申請者氏名欄には、必ず押印して下さい。
- ② 勤務先本社欄には、全員の方が入力して下さい。
- ③ 表示された登録内容を抹消する場合は、該当項目に「ナシ」と入力して下さい。
- ④ 表示された内容(氏名、勤務先名等)を訂正する場合は、該当項目に上書き入力して下さい。
- ⑤ 日本国籍でない場合は、本籍地記入欄に「国名」を入力して下さい。
- ⑥ 住所は、ビル名・マンション名等(勤務先所在地でも必要な時は)を省略せずに入力して下さい。
- ⑦ 出力後に記載内容の間違えが見つかった場合は、再度、システムを用い、書類の再作成・出力を行って下さい。(書類に出力番号が表示されますので、すべての書類の出力番号が最新であることをご確認ください。なお、訂正前のデータは特に削除する必要等はありません。)

なお、氏名および所属の漢字が外字・俗字等の場合、パソコン対応漢字(JIS 第 1 水準、第 2 水準まで)にて記載致しますので、ご了承下さい。

※ 「再登録申請書」提出後に登録事項に変更が生じた場合は、事務局まで電話にてお問合せ下さい。

※ インターネット上で「申請書」の作成ができない方は、事務局まで電話にてお問い合わせ下さい。

● ホームページ上で入力されただけでは受付とはなりませんので、ご注意ください。
書類を簡易書留で郵送していただき、その到着をもって初めて受付となります。

(6) 登録の抹消

次のいずれかの事項に該当する場合は、登録が抹消されます。また、合格も取り消されます。

- 1) 不正な方法によって資格試験を受験したことが明らかになった場合
- 2) 登録申請書等の記載事項に虚偽が判明した場合
- 3) 舗装施工管理技術者資格試験制度の信用を傷つける不名誉な行為等があった場合

【再登録申請書の提出および問合せ先】

一般社団法人 日本道路建設業協会 舗装技術者資格試験委員会 事務局

〒104-0032 東京都中央区八丁堀 2-5-1 東京建設会館 3 階

TEL : 03-6280-5038 FAX : 03-6280-5040 URL : <http://www.dohkenkyo.or.jp>

一般社団法人 日本道路建設業協会の個人情報保護 基本方針

一般社団法人 日本道路建設業協会（以下「協会」という。）は、個人情報の適正な取扱いの確保に努めるため、国土交通省所管分野における個人情報に関するガイドライン（平成 16 年 12 月 2 日国土交通省告示第 1500 号）の趣旨に基づき本指針等を作成し、個人情報に関する法令及びその他の規範を遵守します。

1. 個人情報の利用目的

協会が収集する個人情報の利用目的は次のとおりです。

ここに定めない目的で収集する場合は、その際に、利用目的を明示します。

- （１）道路技術及び道路用資材に関する調査研究のため
- （２）道路に関する試験・研修実施のため
- （３）道路に関する技術の指導、受託のため
- （４）道路建設行政及び道路技術に関する情報の収集整理及び提供のため
- （５）舗装診断士、舗装施工管理技術者資格試験等実施のため
- （６）各種契約管理のため
- （７）役職員等の人事管理、連絡及び施設、機器の管理のため

2. 個人情報の公開

協会では、個人情報は業務上必要がある場合にのみ利用し、外部に提供することはありません。ただし、法令により開示の要請がある場合に限り、個人情報を提供する場合があります。

3. 個人情報の提供

協会が発行する舗装施工管理技術者資格者証の情報（資格区分、登録番号、氏名、生年月日、取得年月日、所属等）及び舗装診断士資格者証の情報（登録番号、氏名、生年月日、取得年月日、所属等）は、公共工事の発注者（国、地方自治体、特殊法人等公的機関）において、建設業者の資格審査や業務実施体制の確認等を目的として利用されます。

上記以外の個人情報は、本人の同意を得て名簿を発行する場合を除き、第三者に提供することはいたしません。

4. 個人情報の管理

協会は個人情報保護管理責任者を置き、協会全体の個人情報の管理を適切な安全管理措置を講じて、個人情報の漏洩、紛失、毀損または個人情報への不正アクセス等の防止に努めます。

また、個人情報を、利用目的遂行のために業務を委託する場合は、個人情報の取扱いに関する委託先の適正な管理・監督を行います。

5. 個人情報の開示、訂正、削除

登録されている個人情報について、本人から開示、訂正、削除の請求があった場合は、速やかに対応します。また、保有する必要がなくなった個人情報は速やかに廃棄します。

個人情報保護担当窓口

一般社団法人 日本道路建設業協会 総務部

TEL：03-3537-3056

E-mail：jrca@dohkenkyo.or.jp

（E-mail は不定期に変更する可能性があります。お気をつけ下さい。）